

鳥取県障害者施策推進協議会について

1 障害者施策推進協議会について

(1) 設置根拠

- ア 障害者基本法第 36 条
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条
- ウ 鳥取県障害者施策推進協議会条例

(2) 所掌事務

ア 障害者基本法第 36 条第 1 項各号に掲げる事務

- ① 県障害者計画の策定に当たって、意見を述べること（第 1 号）
- ② 県の障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視すること（第 2 号）
- ③ 県の障害者施策の推進について関係行政機関の連絡調整を要する事項を調査審議すること（第 3 号）

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条第 1 項・第 2 項に掲げる事務

- ① 精神保健福祉に関する事項を調査審議すること（第 1 項）
- ② 精神保健福祉に関する事項に関して知事の諮問に答えること、知事に意見を具申すること（第 2 項）

2 鳥取県障害者施策推進協議会の委員について

(1) 組織等

人数	20人以内
構成	① 学識経験者 ② 障害者関係団体の役職員 ③ 障害福祉サービス事業を行う者 ④ 関係行政・教育委員会機関の職員
任期	2 年（R6.3.16～R8.3.15まで）
任命方法	知事が任命

(2) 委員構成（合計 20 名）

① 学識経験者	3 名
② 障がい者関係団体	11 名
③ 障害福祉サービス事業所	3 名
④ 行政・教育委員会職員	3 名

(3) 報酬等

出席 1 回につき報酬 10,600 円（源泉徴収別途）。

旅費は実費支給。

※行政・教育委員会職員は無報酬（旅費無）。

鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和 47 年鳥取県条例第 4 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 3 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 3 項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 本県の障害者の福祉に関する事項の調査審議等を行わせるため、鳥取県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者基本法第 36 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条第 1 項及び第 2 項に掲げる事務

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者関係団体の役職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、前項第 4 号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（雑則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。